

太田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和7年3月19日

太田市長 清水 聖 義

太田市条例第29号

太田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する 条例

太田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年太田市条例第
54号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「。以下」を「。第21条において」に改
め、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2
条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第30条」を削り、同項の表中「第2条第9
項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項第5号中「前項各号」を「前各号」に改める。

第18条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」
に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは
報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第19条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章
において」及び「この章及び第49条において」を削る。

第28条第2項中「この章において」を削る。

第32条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第33条第3項中「この章において」を削る。

第39条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項

中「この章及び第４９条において」を削る。

第４０条第３項中「この章において」を削る。

第４８条中「第４章」を「前章」に改める。

第４９条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第５４条から第５６条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第５４条から第５６条までの改正規定は、令和７年６月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 第５４条から第５６条までの改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。